

事業系一般廃棄物処分手数料の改正について

1. 審議会後の経過

- ・ 町民コメント制度の活用
平成 31 年 1 月 4 日（金）～2 月 4 日（月）町ホームページに掲載
意見：2 件（別紙 1）
- ・ 例規審査会での審査
2 月 5 日（火）
庁内職員による改正条例案の審査
- ・ 議会全員協議会での説明
2 月 22 日（金）
3 月定例会に提案する改正条例案の説明
- ・ 代表区長会議での説明
2 月 22 日（金）
3 月定例会に提案する改正条例案の説明
- ・ 3 月議会定例会への提案、審議、採決
3 月 1 日（金）～3 月 14 日（木）
改正条例案の提案（別紙 2）
文教厚生常任委員会での審議
改正条例案を可決（14 日）
- ・ 記者クラブへの投げ込み
3 月 14 日（木）

2. 改正の内容

- ① 「事業活動に伴って生じた 1 日 70 キログラムを超える一般廃棄物」
↓
「事業活動に伴って生じた 一般廃棄物」
- ② 「10 キログラムにつき 200 円」
↓
「10 キログラムにつき 250 円」
- ③ 「10 キログラム未満の端数があるときはこれを四捨五入とする。」
↓
「0 キログラムを超え 10 キログラム未満のときは、これを切り上げるものとし、
10 キログラムを超えるときは、10 キログラム未満の端数は、これを四捨五入
とする。」

3. 今後の予定

- ・ 広報かわじま、ホームページなどの情報媒体による周知
- ・ 事業系ごみ減量化の手引きの作成
- ・ 許可業者、事業所等への説明会の開催
- ・ 10/1 施行に向けての事務処理の準備
- ・ 10/1 改正手数料の施行

「川島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（案）」に関する意見等の
募集結果について

□提出期間 平成31年1月4日～2月4日

□意見の募集結果 提出者数 2名 提出件数 2件

□意見提出方法の内訳 電子メール 2件 郵便 0件 ファクシミリ 0件
書面による提出 0件

□担当課 町民生活課

□意見の概要と町の考え方

意見の概要	町の考え方 (修正がある場合は修正内容)	修正の 有無
今回の改正に賛同します。家庭ごみについても見直しが必要ではないでしょうか。こちらについても有料にしないと事業者が家庭用ごみ置き場に出すようになるのではないのでしょうか。	事業系ごみはもちろん、家庭ごみについてもごみ処理の意識を変えてもらうことが大事であると考えます。家庭系ごみの見直しについては、来年度、検討していく予定です。	無
改正案の(2)10kg未満の端数がある時はこれを四捨五入しとあるが、10kg未満でも手数料は取るべきかと。	今回の見直しは、ご意見のとおり改正内容にする考えです。(0kgから10kgまでの端数は切り上げて10kgにし、10キログラムを超えた10kg未満の端数は四捨五入する)。ただし、条例案については誤解を招くことのないよう修正します。	無